

不適正な多頭飼育に起因する「虐待を受けるおそれがある事態」及び法第 35 条に基づく引取りを求める相当の事由がないと認められる場合について

(1) 虐待を受けるおそれのある事態について【改正法第 25 条第 3 項】

1. 基本的な考え方

不適正な多頭飼育に起因する動物虐待を未然に防止するため、必要なタイミングで勧告等が行えるようにする。

自治体が勧告等を明確に行えるよう、具体的かつ客観的な事態を設定する。飼育崩壊や飼育放棄による事態悪化の危険性に配慮する。

2. 規定案

虐待を受けるおそれのある事態として以下の事態を規定する。

鳴き声がやまない、異常な鳴き声が続くなどの状態が継続し、不適正な飼養状況が想定される事態

悪臭が継続する又はねずみ、はえその他の衛生動物が大量発生するなど不衛生な飼養環境が想定される事態

給餌・給水が一定頻度で行われておらず、栄養不良等の個体が見られる事態

爪が異常に伸びている、体表が著しく汚染されているなど適正な飼養が行われていない状態が長期間続いている個体が見られる事態

繁殖制限措置が講じられず、かつ、譲渡等の飼養頭数の削減努力が行われないまま、繁殖により飼養頭数が増加している事態

上記の事態が把握され、飼養者が担当職員による改善指導に従わない、あるいは担当職員による現状確認等の状況把握を拒否する等により、当該事態の改善が望めない場合。

(2) 引取りを求める相当の事由がないと認められる場合について

【改正法第 35 条第 1 項但し書き】

1. 基本的な考え方

改正法第 7 条第 4 項に定める終生飼養の原則に照らして適切でない場合については、都道府県等が犬猫の引取りを拒否できることとすることにより、飼養者の安易な飼育放棄を抑制する。

第 35 条の目的は、引き続き生活環境の保全の支障の防止であり、これに反しない範囲で引取りを拒否できるものとする。

2. 規定案

改正法に定められている犬猫等販売業者から引取りを求められた場合のほか、以下の場合を規定する

繰り返し引取りを求められた場合

子犬や子猫の引取りを求められた場合であって、繁殖制限措置を講じる旨の指導に応じない場合

犬猫の高齢化・病気等の理由又は当該犬猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合

「飼養が困難であるとは認められない理由」としては、飼うことに飽きた、世話が面倒等の理由が想定される。

引取りを求めるに当たって、あらかじめ新たな飼い主を探す取組をしていない場合

その他法第 7 条第 4 項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

上記場合であっても生活環境の保全上の支障を防止するため引取りが必要と判断される場合にあってはその限りでない。